

114
A3597

百八十ゲレ一トウセ
三のハ厘ハ毛

五十一



金銀地金多寡を規律

金銀地金多寡を規律
目おとらふこと下らざるは
性合の金方と銀地金を
日曜日夜を深く外日午
より卯三文字はくおム
一金銀地金を



一リキロー七九百十セト
一ペンテアトセカセ
一アセナセリキローの十
一トラーセ九百十ゲレ
但三文字除

541



114
A3597

511

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

ボムベー 純金銀之産

金銀地金の多寡を規律

- 一 リュビー七九百七十七両
 - 一 ペンテライト七千五百七十七両
 - 一 アニター七九百七十七両
 - 一 トラー七九百七十七両
- 但三ヶ月際
日方也



金物量月百十トラ
目おトラ
性合の金
日曜日夜
より才三
交する

金地金の白銀幣を以てする事なる
所を以て税の定價一分に於て
五ピードを以てする事なる所を以て
七一分に於て——小量——トラス、マン
ラツカバット、及び海軍——五ピードを以てする
事なる——税を以てする事なる——其地
銀貨幣及び金銀地金を以てする事
なる所を以てする所——

試して印交銀幣よりおとさへて
ニ——トラスよりなる所を以てする事なる
所なる税を以てする——一八一ニ——トラス
毎に四分に於て——金を以てする事なる
所なる税を以てする所——おとさ
惡性——子カラットグレー——毎に五分に
刻有する——
金を以てする事なる所を以てする事なる
定價——金をトラス

ナニヤナニ

三ノ目
銀と子トラス子一リユピーの刻金を以て拂ふ

金銀地金及び貨幣を輸入せらるる
法の告まを要するに
不測の事と金を試み毎に四リユピー
の試料銀も二リユピーの試料を納め
且若し一なる金銀地金を納む

ぬノ六ニ付いた物

金銀座総裁

二千リユピー

はトん四百五トん

紙幣司長助役

千リユピー

はトん二百五トん

金銀座総裁助役

七百リユピー

はトん百五トん

同 陽面

五百五十九リユピ

はドん百三十三ドん
十二セント五

試ニ文総載

千七百リユピ

はドん三百六十二ドん
五十セント

同 勸方

七百五十九リユピ

はドん百六十八ドん
七十五セント

所々高桑ノ載止ル 謬を考ふる所見
金張地金を云々成る 様子を載る
片一 尤も所別を云々

